

1 件名

警察による治安対策強化について

2 ポイント

- 警察による車両検問時、車両通行証等の原本の提示が必要
- 原本証明付きのコピーの提示は認められません

3 本文

今月10日、国家警察の発表によると、車両検問の際に警察官に提示する

- ・ 車両通行証 (CERTIFICAT DE MISE EN CIRCULATION)
- ・ 車検証 (CERTIFICAT DE VISITE TECHNIQUE)
- ・ 車両保険証
- ・ 運転免許証

等について、原本の提示を義務付けるとしています。

今までは、警察で原本証明をした上記証明書のコピーを提示することができましたが、偽造の原本証明が出回っていることや盗難車両がテロ等の犯罪に利用されるのを防止する必要があることから、証明書の原本により本人や車両の名義確認を行うこととしています。

当地の厳しい治安情勢により、当局による治安対策は強化されており、3月にはパスポートを携帯していなかった邦人旅行者が憲兵隊に尋問されています。皆様におかれましては、身分証と併せ、車両通行の際は上記証明書の原本を携帯するようお願い致します。